

○総務省令第百十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十三条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第三十八条の二の二、第三十九条第一項及び第六十一条の規定に基づき、同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(具備すべき電波等)  
第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

〔表略〕  
〔2 略〕  
〔削る〕

3 〔略〕

(義務船舶局の無線設備の機器)  
第二十八条 法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

- 一・二 略
- 三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器
  - (1) 送信設備及び受信設備の機器
    - 〔一〕 略
    - 〔二〕 中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

- 〔2・3〕 略
- (4) その他の機器

(具備すべき電波等)  
第十二条 「同上」

〔表同上〕  
〔2 同上〕

3 第一項の船舶局で狭帯域直接印刷電信装置により通信を行うものは、同項の規定によるほか、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

船舶局の区別		具備すべき電波	
一、六〇六・五kHzを超え三、九〇〇kHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	送る電波の型式及び周波数 F一B電波二、一七四・五kHz及び総合通信局長が指示する周波数	受ける電波の型式及び周波数 F一B電波二、一七四・五kHz及び総合通信局長が指示する周波数	
四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	F一B電波四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数	F一B電波四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数	

4 〔同上〕

(義務船舶局の無線設備の機器)  
第二十八条 「同上」

- 一・二 同上
- 三 「同上」
- (1) 「同上」
  - 〔一〕 同上
  - 〔二〕 中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器 一台

- 〔2・3〕 同上
- (4) 「同上」

〔一〕～〔三〕略

四 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

〔五〕・〔六〕略

〔2〕～6 略

7 第一項第三号の船舶であつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行するもの（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものを除く。）の義務船舶局は、中短波帯及び短波帯（四<sub>MHz</sub>を超えて二六・一七五<sub>MHz</sub>以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器及び中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えなければならない。

8 前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第三号の(1)の〔二〕及び(4)の四の機器を備えることを要しない。

9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出し受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出し受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

〔10〕略

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を第十二条第五項第一号の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用するものとする。

〔2〕略

第二十八条の五 法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

〔一〕・〔二〕略

〔一〕～〔三〕同上

四 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

〔五〕・〔六〕同上

〔2〕～6 同上

7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の〔二〕及び(4)の四の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

8 前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第二号の(1)の〔二〕及び(4)の四の機器を備えなければならない。

9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出し受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出し受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

〔10〕同上

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の〔二〕及び(4)の四の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備を同条第一号の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用するものとする。

〔2〕同上

第二十八条の五 〔同上〕

〔一〕・〔二〕同上

三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用するものの無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

〔2 略〕

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

〔4～7 略〕

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

一 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話による通信が可能なもの

〔1〕(3) 略〕

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備

三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の無線設備及び同号の(4)の四の受信機

〔2 同上〕

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

〔4～7 同上〕

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十 〔同上〕

一 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信が可能なもの

〔1〕(3) 同上〕

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五<sub>MHz</sub>から一、六二六・五<sub>MHz</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

放送機

別表第二号第3 船舶局 (特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。) 及び船舶地球局 (電

気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。) の無線局事項書の様式 (第4条、第12条関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができると)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

【1枚目 略】

2枚目 (船舶局に限る。)

放送機

別表第二号第3 [同左]

【1枚目 同左】

2枚目 (船舶局に限る。)

16 無線局の区別		
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空
	<input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [略]	<input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [略]

16 無線局の区別		
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空
	<input type="checkbox"/> [同左] <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [同左]	<input type="checkbox"/> [同左] <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [同左]

線設備	
中線電力	

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

3枚目

18 無線局の区別	
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<p>〔略〕</p> <p><input type="checkbox"/> 船上传信設備 ( I )</p> <p><input type="checkbox"/> F3E ch 15 ch 17 W</p> <p><input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W</p> <p><input type="checkbox"/> F1D F1E 457.515625MHz — 457.584375MHz 及び 467.515625MHz — 467.584375MHz 6.25kHz 間隔 の24波 W</p> <p><input type="checkbox"/> F1D F1E 457.525MHz—457.575MHz及び 467.525MHz—467.575MHz 12.5 kHz 間隔の10波 W</p> <p><input type="checkbox"/> [略]</p>
17 以外の無線設備	

長 辺

線設備	
中線電力	

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

3枚目

18 無線局の区別	
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<p>〔同左〕</p> <p><input type="checkbox"/> 船上传信設備 ( I )</p> <p><input type="checkbox"/> F3E ch 15 ch 17 W</p> <p><input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W</p> <p><input type="checkbox"/> F1D F1E 457.515625MHz — 457.584375MHz 及び 467.515625MHz — 467.584375MHz 6.25kHz 間隔 の24波 W</p> <p><input type="checkbox"/> [同左]</p>
17 以外の無線設備	

長 辺

<p style="text-align: center;">[略]</p>	<p style="text-align: center;">[同左]</p>
<p>[4枚目 略]      短      辺      (日本産業規格 A列 4番)</p>	<p>[4枚目 同左]      短      辺      (日本産業規格 A列 4番)</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(電波の使用制限)</p> <p>第五十八条 「略」</p> <p>〔削る〕</p> <p>256 「略」</p> <p>(使用電波)</p> <p>第七十条の二 海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>二 「略」</p> <p>三 「略」</p> <p>四 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(注意信号)</p> <p>第七十三条の二 A三E電波二七、五二四<small>kHz</small>により次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 第五十八条第二項第四号に規定する通信</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(遭難警報の送信)</p> <p>第七十五条 「略」</p> <p>〔254 略〕</p> <p>5 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一57 略〕</p> <p>〔6 略〕</p> <p>(遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置)</p> <p>第八十一条の三 「略」</p>	<p>(電波の使用制限)</p> <p>第五十八条 「同上」</p> <p>256 二、一七四・五<small>kHz</small>、四、一七七・五<small>kHz</small>、六、二六八<small>kHz</small>、八、三七六・五<small>kHz</small>、一二、五二〇<small>kHz</small>及び一六、六九五<small>kHz</small>の周波数の電波の使用は、狭帯域直接印刷電信装置を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。</p> <p>357 「同上」</p> <p>(使用電波)</p> <p>第七十条の二 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合</p> <p>F一B電波二、一七四・五<small>kHz</small>、四、一七七・五<small>kHz</small>、六、二六八<small>kHz</small>、八、三七六・五<small>kHz</small>、一二、五二〇<small>kHz</small>又は一六、六九五<small>kHz</small></p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(注意信号)</p> <p>第七十三条の二 A三E電波二七、五二四<small>kHz</small>により次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 第五十八条第三項第四号に規定する通信</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(遭難警報の送信)</p> <p>第七十五条 「同上」</p> <p>〔254 同上〕</p> <p>5 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一57 同上〕</p> <p>〔6 同上〕</p> <p>(遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置)</p> <p>第八十一条の三 「同上」</p>

2 海岸局は、前項に規定する場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。  
〔削る〕

(遭難警報等を受信した船舶局のとりべき措置)

第八十一条の五 〔略〕

〔2〕6 略〕

7 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。  
〔削る〕

(遭難警報等に対する応答等)

第八十一条の八 〔略〕

2 船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第二号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の各号に掲げるものを順次送信して行うものとする。  
〔一〕六 略〕

〔3〕4 略〕

(遭難信号の前置)

第八十二条の三 遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項(第八十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一 インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

〔二〕略〕

(通信停止の要求)

第八十五条 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれ

2 海岸局は、前項に規定する場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第三号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。  
狭帯域直接印刷電信装置を施設する海岸局は、第一項に規定する場合において、当該遭難警報又は遭難警報の中継が狭帯域直接印刷電信装置の使用を指示しているときは、前項の規定にかかわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。この場合において、当該海岸局の無線設備において前項の規定による聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

(遭難警報等を受信した船舶局のとりべき措置)

第八十一条の五 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

7 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第三号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。  
狭帯域直接印刷電信装置を施設する船舶局は、前項に規定する場合において、当該遭難警報又は遭難警報の中継が狭帯域直接印刷電信装置の使用を指示しているときは、前項の規定にかかわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。この場合において、当該船舶局の無線設備において前項の規定による聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

(遭難警報等に対する応答等)

第八十一条の八 〔同上〕

2 船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第二項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の各号に掲げるものを順次送信して行うものとする。  
〔一〕六 同上〕

〔3〕4 同上〕

(遭難信号の前置)

第八十二条の三 〔同上〕

一 狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

〔二〕同上〕

(通信停止の要求)

第八十五条 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれ

のある全ての通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンスモード」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法により行うものとする。

〔2・3 略〕

（一般通信の再開）

第八十九条 遭難通信が良好に行われるようになった場合において完全な沈黙をやらせる必要がなくなつたときは、遭難通信を幸領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第四号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

〔一〇九 略〕

2 遭難通信が終了したときは、遭難通信を幸領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- 一 一 各局 一回
- 二 二 各局 一回
- 三 三 各局 一回
- 四 四 各局 一回
- 五 五 各局 一回
- 六 六 各局 一回
- 七 七 各局 一回
- 八 八 各局 一回
- 九 九 各局 一回

のあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる方法により行うものとする。

一 狭帯域直接印刷電信装置による場合

第五十八条の八第一号及び第二号に掲げる事項（通信可能な範囲内にあるすべての無線局にあてられる場合は、「相手局の識別信号」とあるのは、「CQ」とする。）の次に「SILENCE MAYDAY」を送信して行う方法

二 無線電話による場合

呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンスモード」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法

〔2・3 同上〕

（一般通信の再開）

第八十九条 遭難通信が良好に行われるようになった場合において完全な沈黙をやらせる必要がなくなつたときは、遭難通信を幸領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第五号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

〔一〇九 同上〕

2 遭難通信が終了したときは、遭難通信を幸領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- 一 一 狭帯域直接印刷電信装置による場合 一回
- 二 二 各局 一回
- 三 三 各局 一回
- 四 四 各局 一回
- 五 五 各局 一回
- 六 六 各局 一回
- 七 七 各局 一回
- 八 八 各局 一回
- 九 九 各局 一回

- 一 一 各局 一回
- 二 二 各局 一回
- 三 三 各局 一回
- 四 四 各局 一回
- 五 五 各局 一回
- 六 六 各局 一回
- 七 七 各局 一回
- 八 八 各局 一回
- 九 九 各局 一回

- 一 一 各局 一回
- 二 二 各局 一回
- 三 三 各局 一回
- 四 四 各局 一回
- 五 五 各局 一回
- 六 六 各局 一回
- 七 七 各局 一回
- 八 八 各局 一回
- 九 九 各局 一回

〔3 略〕

(デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等)

第九十条の三 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局で、無線電話による場合にあっては、これに引き続いて、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復した緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

〔削る〕

(デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等)

第九十四条の二 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、無線電話による場合にあっては、これに引き続いて、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復した安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

〔削る〕

(呼出し等の簡略化)

第二百五十四条の二 無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第六十七号において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第六十七号第一項において準用する第八十九条第二項第三号に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

(規定の準用)

第六十七号 第五十八号第一項から第四項まで及び第六項(電波の使用制限)、第五十九条(各局あて同報)及び第六十条(特定局あて同報)の規定は、航空移動業務に準用する。

(規定の準用)

第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第五号中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十

(7) 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号

(8) シーロンス フィニイ(又は「遭難通信終了」)

(9) さようなら

〔3 同上〕

(デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等)

第九十条の三 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

一 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「PAN PAN」

二 無線電話による場合にあっては、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復

4 狭帯域直接印刷電信装置により緊急通報を送信するときは、前項第一号の緊急信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

(デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等)

第九十四条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

一 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「SECURITE」

二 無線電話による場合にあっては、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復

4 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、前項第一号の安全信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

(呼出し等の簡略化)

第二百五十四条の二 無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第六十七号において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第六十七号第一項において準用する第八十九条第二項第二号(3)に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

(規定の準用)

第六十七号 第五十八号第一項から第五項まで及び第七項(電波の使用制限)、第五十九条(各局あて同報)及び第六十条(特定局あて同報)の規定は、航空移動業務に準用する。

(規定の準用)

第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第二号の(5)中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十

七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

〔2〕4 略〕

六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

〔2〕4 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(義務船舶局等の無線設備の条件)  
 第三十八条 法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起り得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。

〔2・3 略〕

4 施行規則第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五<sub>周</sub>から一、六二六・五<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五<sub>周</sub>から一、六二六・五<sub>周</sub>までを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

〔一 略〕

二 次に掲げる無線設備のいずれかのもの

イ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五<sub>周</sub>から三、九〇〇<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。）

ロ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五<sub>周</sub>から二六、一七五<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。）

〔ハ 略〕

〔ニ 略〕

(デジタル船上通信設備)

第四十五条の三の七 デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 隣接チャネル漏洩電力は、次のいずれかであること。

- イ チャネル間隔六・二五<sub>周</sub>の場合は、搬送波の周波数から六・二五<sub>周</sub>離れた(±)二・一・一八七五<sub>周</sub>の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。
- ロ チャネル間隔一・二・五<sub>周</sub>の場合は、搬送波の周波数から十二・五<sub>周</sub>離れた(±)四・二

(義務船舶局等の無線設備の条件)  
 第三十八条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五<sub>周</sub>から一、六二六・五<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五<sub>周</sub>から一、六二六・五<sub>周</sub>までを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

第三十八条の三 「同上」

〔一 同上〕

〔二 同上〕

イ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五<sub>周</sub>から三、九〇〇<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局のものに限る。）

ロ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局であつて、一、六〇六・五<sub>周</sub>から二六、一七五<sub>周</sub>までの周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局のものに限る。）

〔ハ 同上〕

〔ニ 同上〕

(デジタル船上通信設備)

第四十五条の三の七 「同上」

〔一・二 同上〕

三 隣接チャネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五<sub>周</sub>離れた(±)二・一八七五<sub>周</sub>の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。

<p>五<sup>五</sup>の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。</p> <p>〔四 略〕</p> <p>別表第一号（第5条関係）</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1～24 略〕</p> <p>25 450MHzを超え467.5875MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2） <u>チャネル間隔が6.25kHz又は12.5kHzのもの</u> 1.5 (10<sup>-6</sup>)</p> <p>〔注26～57 略〕</p>	<p>〔四 同七〕</p> <p>別表第一号（第5条関係）</p> <p>〔表同左〕</p> <p>〔注1～24 同左〕</p> <p>〔25 同左〕</p> <p>〔（1） 同左〕</p> <p>（2） <u>チャネル間隔が6.25kHzのもの</u> 1.5 (10<sup>-6</sup>)</p> <p>〔注26～57 同左〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

第二条 法第三十八條の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕二十九 略

二十九の二 設備規則第四十八條第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下かつ変調方式が周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）であり、電波の型式がF3N又はQ〇Nのもの

二十九の三 設備規則第四十八條第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が一七〇ワット以下かつ電波の型式がP〇N、Q〇N又はV〇Nのもの（前号に掲げるものを除く。）

〔三十〕八十一 略

〔2 略

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六條及び第二十五條関係）

〔1〕(2) 略

〔1〕(2) 略

〔3〕 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	〔略〕
占有周波数帯幅	周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	〔略〕
		バンドメータ又はスペクト	
			第二條第一項第二十九号の二の無線設備
			第二條第一項第二十九号の三の無線設備
			〔略〕

改正前

第二条 法第三十八條の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕二十九 同上

二十九の二 設備規則第四十八條第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一條第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの

〔新設〕

〔三十〕八十一 同上

〔2 同上

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六條及び第二十五條関係）

〔1〕(2) 同上

〔3〕 同上

ア 〔同上〕

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	〔同上〕
占有周波数帯幅	周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	〔同上〕
		バンドメータ又はスペクト	
			第二條第一項第二十九号の二の無線設備
			〔同上〕

隣接チャンネル	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	音	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	は変調度は変調度計	周波数偏位又は変調度は変調度計	入射電力密度	比較吸収率	空中線電力	射又は不要放射の強度	スプリアス発	
低周波発振器	オシロスコープ	低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	電力計	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	低周波発振器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器

																○
																○

隣接チャンネル	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	音	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	は変調度は変調度計	周波数偏位又は変調度は変調度計	入射電力密度	比較吸収率	空中線電力	射又は不要放射の強度	スプリアス発	
低周波発振器	オシロスコープ	低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	電力計	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	低周波発振器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器

																○
																○

受信装置									
感度抑圧効果	隣接チャンネル 選択度	スプリアス・ レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発す る電波等の限 度	送信速度	搬送波を送信 していないと きの電力	漏えい電力等 又は帯域外漏 えい電力
器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生


受信装置									
感度抑圧効果	隣接チャンネル 選択度	スプリアス・ レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発す る電波等の限 度	送信速度	搬送波を送信 していないと きの電力	漏えい電力等 又は帯域外漏 えい電力
器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生


相互変調特性	レベル計 標準信号発生器				
歪率雑音計	レベル計又は歪率雑音計				
周波数変動	周波数計				
局発振器の周波数変動	低周波発振器				
パイエンフリス特性	直線検波器				
歪率雑音計	標準信号発生器				
歪率雑音計	歪率雑音計				

【注 略】

【ヤ・ウ 略】

【11・13 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区分とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
【略】	
第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備	ST
第2条第1項第29号の3に掲げる無線設備	OQ
【略】	

【5 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

相互変調特性	レベル計 標準信号発生器				
歪率雑音計	レベル計又は歪率雑音計				
周波数変動	周波数計				
局発振器の周波数変動	低周波発振器				
パイエンフリス特性	直線検波器				
歪率雑音計	標準信号発生器				
歪率雑音計	歪率雑音計				

【注 同左】

【ヤ・ウ 同左】

【11・13 同左】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

【同左】

【様式略】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
【同左】	
第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備	ST
【同左】	

【5 同左】

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第六条 無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第 四 節

第 四 節

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)	
機種	条件
【略】	【略】
デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	【略】
【略】	【略】
デジタル選択呼出装置の機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第三十七条の二十八の規定に適合すること。</li> <li>2 設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合すること。</li> <li>3 設備規則第四十条の五第二号イ(3)及びロ(3)の条件に適合すること。</li> <li>4 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</li> </ol>
【略】	【略】

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)	
機種	条件
【同左】	【同左】
デジタル選択呼出装置等（デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信をいう。以下同じ。）による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	【同左】
【同左】	【同左】
デジタル選択呼出装置の機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第三十七条の二十八の規定に適合すること。</li> <li>2 設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合すること。</li> <li>3 設備規則第四十条の五第二号イ(3)及びロ(3)の条件に適合すること。</li> <li>4 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</li> </ol>
【同左】	【同左】
狭帯域直接印刷電信装置の機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第三十七条の二十八の規定に適合すること。</li> <li>2 設備規則第四十条の六第一号（ホ及びへを除く。）の条件に適合すること。</li> <li>3 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</li> </ol>
【同左】	【同左】

【注 略】

【注 同左】

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第2条関係）

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第2条関係）

機種	試験方法	条件
【略】	【略】	【略】
デジタル選択呼出装置の機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 振動</li> <li>2 連続動作</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 JIS F0812の「8.7 振動試験」によること。</li> <li>2 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</li> <li>3 始動してから1分経過したとき以後において、設備規則第40条の5第2号（イ）</li> </ol>

機種	試験方法	条件
【同左】	【同左】	【同左】
デジタル選択呼出装置の機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 振動</li> <li>2 連続動作</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 JIS F0812の「8.7 振動試験」によること。</li> <li>2 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</li> <li>3 始動してから1分経過したとき以後において、設備規則第40条の5第2号（イ）</li> </ol>

3	温度	JIS F0812の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。	(3)及びロ(3)を除く。)の条件に適合すること。
4	湿度	JIS F0812の「8.3 高温湿試験」によること。	
[略]			
[略]			

[注 略]

[別表第三号～別表第六号 略]

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第8条関係)

項目	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
区分												

[略]

デジタル選択呼出装置の機器

	<input type="radio"/>											
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

[略]

[注 略]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	機種	内	容	記	号
1	機種	[略]	デジタル選択呼出装置の機器	クラスA	SA
			クラスB		SB

3	温度	JIS F0812の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。	(3)及びロ(3)を除く。)の条件に適合すること。
4	湿度	JIS F0812の「8.3 高温湿試験」によること。	
1	振動	JIS F0812の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
2	連続動作	周波数測定装置の1の(1)に同じ。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
3	温度	JIS F0812の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。	(1) 設備規則第40条の6第2号及び第3号の条件に適合すること。
4	温度	JIS F0812の「8.3 高温湿試験」によること。	(2) 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
[同左]			
[同左]			

[注 同左]

[別表第三号～別表第六号 同左]

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第8条関係)

項目	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
区分												

[同左]

デジタル選択呼出装置の機器

	<input type="radio"/>											
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

[同左]

[注 同左]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	機種	内	容	記	号
1	機種	[同左]	デジタル選択呼出装置の機器	クラスA	SA
			クラスB		SB

<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p></p>	<p>狭帯域直接印刷電信装置の機器</p>
<p>S N</p>	
<p>[注 略]</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。以下「中短波帯及び短波帯無線設備」という。）については、第一条による改正後の電波法施行規則第二十八条、第二十八条の二、第二十八条の五及び第三十二条の十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については、第四条による改正後の無線設備規則第三十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 施行日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については、第六条による改正後の無線機器型式検定規則別表第一号、別表第二号、別表第七号及び別表第八号の規定に係る型式の検定は、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

第五条 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の無線局事項書の様式は、第二条による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3の様式にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。